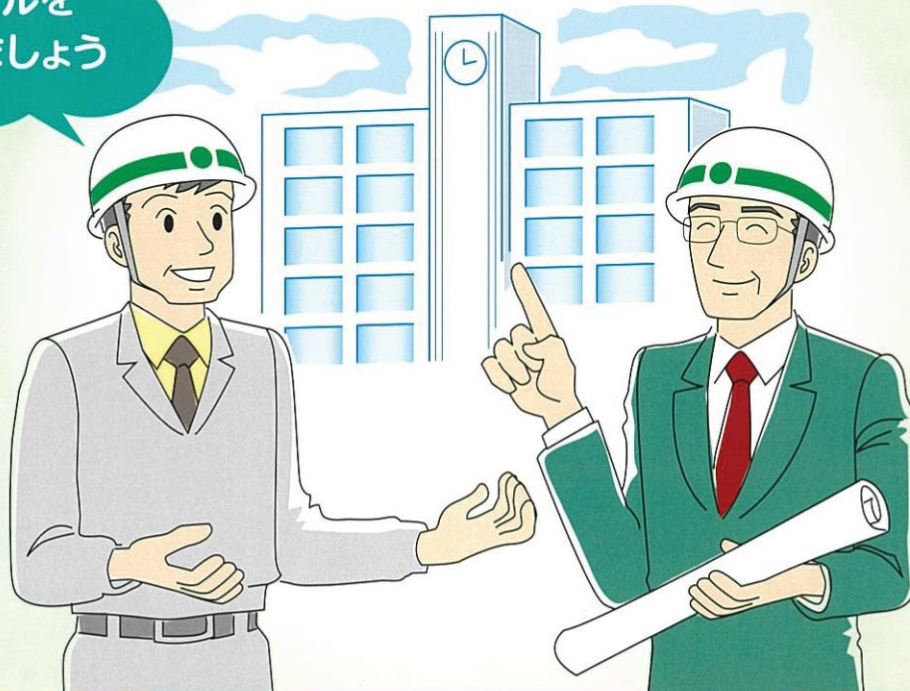


建設業取引適正化センター

元請・下請間等に関するトラブルの相談窓口

適正な取引をして
トラブルを
なくしましょう



**適正化センターでは建設工事の請負契約をめぐる
元請・下請間等のトラブル相談に応じます**

建設工事の請負契約で困っていませんか？

- 代金の支払いをめぐつてもめている。
- 下請代金の支払時に減額処理されて困っている。
- 一方的に下請代金額を決められてしまった。
- 建設業法に違反すると考えられる行為を受けている。 など

センター東京

TEL.03-3239-5095

FAX.03-3239-5125

センター大阪

TEL.06-6767-3939

FAX.06-6767-5252

【受付時間】9:30～17:00 （土日、祝日及び12/29～1/3を除く）

URL <http://www.tekitori.or.jp/consultation/>

《相談業務の内容》

- 紛争解決や以後のトラブル防止に向けてのアドバイスを行います。
- 建設業法の説明や関係法令を所管している行政機関(厚生労働省・中小企業庁等)を紹介します。
- あっせん、調停、仲裁等を希望する方には紛争処理機関(建設工事紛争審査会等)を紹介し、また申請する際のアドバイスを行います。

《相談の方法》

- センター東京又はセンター大阪に電話されるか、所定の「相談申込書」に必要事項を記載してファックス又はメールでお送りください。「相談申込書」は、(公財)建設業適正取引推進機構のホームページ内の建設業取引適正化センターにあります。
- 弁護士、土木又は建築の専門家に相談することができます。相談日を調整のうえ、指定された日時にセンターまでお越しください。
- 相談料は無料で、相談時間は1時間以内となります。相談内容はトラブルの相手方や第三者に口外することはありません。



センター東京

〒102-0076

東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル3階

E-mail: tokyo@tekitori.or.jp



センター大阪

〒540-0005

大阪府大阪市中央区上町A-12 上町セイワビル3F

E-mail: osaka@tekitori.or.jp

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

建設業取引適正化センター業務は国からの委託業務です